

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 再議に付された事件に対する議決の順序等について

今定例会において、修正可決された当初予算（案）を長が地方自治法第176条第1項に基づく再議に付した。

当該再議は、出席議員の3分の2以上の同意が必要であるため、再議決で法が定める3分の2以上の同意を得ることは困難な状況である。

以上の状況から、再議の運営について協議した議会運営委員会において、一部の議員（会派）より、再議によって修正可決した議決結果が取り消されていることを踏まえて、議事の効率性の観点から修正（案）の議決をせずに最初から原案を諮るべきではないかという意見が出された。

このような意見に対して、どのように対応することが適当か。また、修正

連載(68)

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
政務第一部長
本橋 謙治

可決した当該当初予算（案）には、議員提案による附帯決議（案）が提出され、これも賛成多数で可決している。
今回の再議により、可決した当該附帯決議の扱いはどうにすればよいのか。

A1 結論から言うと、Q1で一部の議員が主張するような運営はできないと考えます。

再議は、議会の議決結果に対する長の拒否権の発動であることから、まずは、議会の議決結果に対する是非を諮るべきと解されています。

このため、Q1のように当初から法が定める3分の2以上の同意を得ることができないことが明らかであっても、まずは議会の議決結果の是非、つまり、「先の議決のとおり」を諮る必要があります。このことは、「再議

に付する場合の議案は当初付議された原案をさすのではなく、修正可決されたものをさす。」という見解を示した行政実例（昭和27年2月19日）から明らかです。

以上のことから、再議においては、長からの再議に付した理由等について説明を行い、これに対する質疑を行った後に付託省略を行い、討論（討論の申出がないことが多い）の後、「先の議決のとおりに決することについて賛成か」を諮ることになります。

「先の議決のとおり決すること」について、地方自治法が定める出席議員の3分の2以上の同意を得ることができなかった場合は、原案が復活し、原案について可否を決する議事になるのが一般的です。

次に、附帯決議の扱いについてですが、附

帯決議は、可決した事件に附帯する決議であることから、再議により当初の議決が取り消されたことから、附帯決議の要件である「可決した事件に附帯する」という要件を満たさなくなることから、附帯決議はQ1の当初予算（案）に対する議会の修正議決が再議に付されたことにより、消滅したと解することが適当です。

よって、再議に対して3分の2以上の同意がなく、先のとおりに決することが否決されて、原案を審議する際に、改めて附帯決議を付したい場合は、再度、附帯決議（案）を提出することが必要と考えます。

参考 地方自治法

第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決のうち条例の制

定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の同意がなければならない。

4～8 略

参考 標準市議会議事次第書

議長「第〇号議案」の再議についてを議題といたします。

この際市長から再議に付する理由の説明を求めます。

（市長説明）

議長 これより本件につき起立により採決いたします。

この場合、先の議決の通り決することに
については、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

本件を先の議決の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立所定数以上・未滿）

議長 出席議員は〇〇人であり、その3分の2は〇〇人であります。

ただいまの起立者は〇人であり、所定数以上であります。・に達しません。

よって本件は、先の議決のとおり決せられました。決することは否決されました。

Q2 議員提出の意見書（案）の審議の答弁者について

今定例会に意見書（案）が議員から提出された。

本市における議員提案の意見書については、全会一致に基づいて提出するという申合せがあるが、当該意見書（案）の提出については、全会一致にならず、一部の会派や議員により提出された。

これについて、提出に反対した一部の議員や会派から申合せに反するなどを理由に、提出に疑義があるという主張を行っており、意見書（案）の審議において、①質疑者が複数の提出者の1人を指名して質疑が可能か、②指名が可能な場合は通告書に記載せず質疑を行う際に指名可能か、③議長の議事整理権に基づいて議長が答弁者を指名することが可能か、④質疑を提出者ではなく執行機関にすることは可能か事務局に問い合わせてきた。

これらのことが可能なのか。

A2 まず、意見書（案）の提出に関する議会での申合せについてですが、提出について申合せを設けることは可能ですが、その内容や

運用については、議員の権利を過剰に制限することのないように配慮することが必要と考えます。

このことをQ2の意見書（案）の提出について検討すると、意見書（案）など議案（事件）の提出は、地方自治法や会議規則で提出要件が定められています。つまり、法的にはこれらに規定されている要件（提出者の人数など）を満たせば、意見書（案）の提出が可能です。よって、全会一致は意見書（案）提出の法的要件ではありませんので、議長は提出の要件が満たされている意見書（案）を受理しなければなりません。申合せは、会議規則などを補完するものとして各議会の自律権に基づいて定められています。このような申合せの性質から、会議規則などで定められている事項に制限を及ぼすような申合せを設けることは、両者が対立した場合、議会内の混乱を招く恐れがあるため、その内容や運用について議会内で協議することが適当です。

次に、Q2で示した質問事項についてですが、①の質疑者による答弁者の指名は、法的に禁止されている行為ではないため、指名すること自体は可能ですが、法に基づく手続ではないため、指名された者が答弁しなければならぬという法的な効果は生じないため、仮に指名されたとしても答弁する側の判断で、指名

された者以外の者が答弁することは法的に何ら問題ありません。つまり、指名された者が答弁するか否かは、質問者が決めるのではなく、答弁者の側で決めることになります。したがって、質疑者が希望する者以外の者が答弁することになっても、質疑者はこれを拒否する法的な権利はありません。答弁は、誰が答弁するかが最も重要な要素ではなく、何を答弁するかが最も重視すべき要素と考えます。

質問事項②の無通告の指名ですが、①の回答と同様通告でも無通告でも可能ですが、これに应じる法的な義務はありません。あくまで、答弁者の指名は、希望にとどまるということです。

質問事項③の議長の議事整理権に基づく指名ですが、これも①と②と同様に、答弁者を誰にするかは答弁する者の側が決めることから、議長による答弁者の指名は消極に解します。ただし、議長からの指名は、議事を司る者からの行為であることから、答弁する側も尊重する可能性があると考えます。

質問事項④ですが、質疑の内容及次第では、執行機関への質疑は可能です。つまり、質疑は提出者である議員に限定されるというわけではありません。具体的には、意見書の内容に関する執行状況などについて、執行機関に確認することなどが考えられます。このこと

は、修正動議に対する質疑について修正動議の提出者である議員ではなく、執行機関に質疑することと同様です（会議規則参照）。

参考 標準市議会会議規則

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 略

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができ。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

Q3 事件の撤回を求める動議について

市長から今定例会に、補正予算（案）が提出された。当該補正予算（案）には、予算の査定段階から議会が補正予算への計上に反対していた経費が計上されていた。

このような執行機関の対応に、多く

の議員が「議会軽視」と主張し、当該補正予算は議会で審議する必要がないと判断するとともに、当該補正予算（案）の提出を受理した議長の責任を問う意見が出された。

当該補正予算（案）の提出等に反発している議員は、本会議で当該補正予算（案）の撤回の動議を提出し、これを議長が議題とし、採決に付したところ賛成多数で当該動議が可決した。これを受けて、議会では補正予算（案）は撤回されたと判断している。

このような動議の可決により、補正予算（案）は議会から撤回されたと解せるのか。

A3 結論から言うと、撤回されたと解することとはできないと考えます。

議会は、提出された事件を議決（可決か否決のいずれか）する機関です。したがって、議決する権利を自ら放棄するような手続を設けること自体、議会の役割等を考慮すれば、想定できないと考えます。

長が提出した事件の内容に問題があるならば、議決機関という議会の役割を考慮し、修正権の行使や否決という形で議会の意思を示せば済むことと考えます。また、議会には提

出された事件（議案）を撤回させる権限が法上ありません。

以上のことから、Q3の動議は法的な効力を生じさせる動議ではなく、要望の動議と解します。つまり、議会の要望を議決により確定させたものと解するべきと考えます。

よって、当該動議を本会議で可決させたとしても、それは議会が執行機関に対し、執行機関からの自発的な撤回を求めることを議決したのみにとどまり、執行機関が提出した補正予算（案）は撤回されておらず、議会に提出された状態であると解します。議会は、執行機関が補正予算（案）の撤回の申出がない限り、審議を進め、議決（可決又は否決）することが求められると考えます。なお、場合によっては、執行機関と当該補正予算（案）の扱いについて協議するための時間を確保するために、委員会に付託した上で継続審査とする方法が考えられます。また、執行機関は、議会が審議を拒否していると判断すれば、「議会が議決すべき事件を議決しない」と判断し、専決処分を行う可能性もあります。

参考 行政実例（昭和28年1月8日）

問 議案が上程になり、市当局の説明後、質疑の途中に議員から市当局に対し議案に対する市当局の研究不十分なりとして

議案撤回を要望する動議が提出された。この場合、一旦質疑に入った議案について、議員は、議案撤回の要望の動議を提出しうるか。

答 会議規則の定めるところによるべきであるが、一般的には議員は正規の手続を経て議案撤回の要望の動議を提出することとは不可能ではない。もつとも議会が市長の提出に係る議案に同意し難いような場合は修正又は否決をすべきであって、設問のような議決をすべきではないと解する。

参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 略

参考 地方自治法

第109条 1～7 略

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2
4
略

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
地方自治小六法（学陽書房）

【お詫びと訂正】

本連載2021年夏号の「Q2 議員の政治倫理条例に関する規則指定について」の解説において、以下のとおり、誤りがありませんでした。お詫びの上、訂正いたします。

- ・ 73頁2段目・前から17行目
（誤）会議規則や傍聴規則は議会が定めることになっています。
- （正）会議規則や傍聴規則は、議会や議長が定めることになっています。
- ・ 73頁2段目・前から21行目
（誤）その根拠として、会議規則と傍聴規則は、地方自治法に議会が定めることを認める規定を設けています。
- （正）その根拠として、会議規則と傍聴規則は、地方自治法に議会、議長が定めることを認める規定を設けています。